

## 清初呉三桂の反乱平定後の雲南経営について

— 蔡毓榮と『籌滇十疏』を中心に —

森永 恭代

### はじめに

筆者はこれまでの論考の中で、雍正―乾隆初年にかけての清朝の雲南経営の実態を、当時の総督であった鄂爾泰・張允隨等の政策を通して明らかにしてきた。鄂爾泰主導のもと大規模な「改土帰流」が展開され、中央から派遣される地方官による内地同様の統治が広がったこと、日本から輸入される洋銅の減少とともに雲南銅の需要が高まり、省内の鉱山開発は促進され、産出した銅の京師輸送が開始、これにより輸送路確保のため金沙江開鑿工事が実施されたことなどである。<sup>1)</sup>

これらの分析から、この時期が雲南或いは西南地域における一つの転換点となったことは確かである。明代から続く漢族移民の動向も、改土帰流と雲南銅採掘の本格化により活発となり、急激に増加し膨れあがる内地の人口を受容する、内陸のフロンティアともなったと考えられる。しかしこの時期に至るまで、つまり清初から康熙年間にかかる雲南の状況に関しては、これまであまり注目されておらず、詳細な研究は試みられていない。

中国では近年西南辺境についての研究は盛んであり、多種多様な論

考が発表されているが、清代の総督・巡撫を中心とする雲南地方行政の総合的な研究は未だ発展途上にある。個々の事象を分析するだけでなく、それを通して清朝政府の雲南経営に対する思惑もより明らかにすべきと考える。

本稿では清初の雲南経営について、特に呉三桂による反乱、いわゆる三藩の乱平定後のこの地に対して、清朝政府はどのような政策を展開したのかを明らかにするために、反乱平定後に最初の雲南貴州総督として赴任した蔡毓榮の雲南復興政策について注目する。主な史料として、雲南に関する彼の上奏を集約した『籌滇十疏』を取り上げ、清朝がいかにこの西南辺境の地を治めようとしたのかを探る第一歩としたい。

ところで明末清初にかけての雲南社会はどのような状況にあったのか、簡単に概略を述べておく。

明代中期以降、全国的な政治腐敗の進行を背景に、西南地域に対する明朝の統制力は明らかに低下し、徐々に各地で官府に対する非漢民族の反抗が広がり、土司による紛争や官府への抵抗運動も頻発するようになった。

またその最末期には李自成と同時期に蜂起した張献忠が、四川を拠点として華南一帯に勢力を拡げた。しかしその瓦解とともに、配下の孫可望・李定国等の残存勢力が雲南・貴州方面へ侵入した。永曆帝を擁する南明政権は彼らと合流して昆明に終結し、その命脈を保とうとしたが、南下してきた清軍は、平西王呉三桂の指揮の下で西南地域一帯を蹂躪し、追い詰められた永曆帝は緬甸（現在のミャンマー）まで逃亡するもついに捕らえられ、南明政権はここに消滅した。

順治十六年（一六五九）清軍の雲南平定が成り、清朝政府はここに総督・巡撫を設置し軍を駐留させ、支配体制を整え始めた。清朝の地方統治は、明朝の督撫制度をほぼそのまま踏襲したものであった。ただ西南地域に関しては、非漢民族が多く集住し、複雑な社会環境を形成しており、また過酷な自然環境も相まって、清朝は満州及び蒙古八旗の駐留は難しいと判断した。そこで呉三桂の軍勢をそのまま駐留させて実質的な統治を任せ、呉三桂は昆明にその拠点を置いた。同時に置かれた総督・巡撫は、呉の上奏によりその統制下に入ることとなり、<sup>(2)</sup> 行政府は貴州省貴陽とされた。呉三桂は清朝の中国支配に寄与する数々の功績を背景に、西南一帯に独裁的支配を敷き、中央政府の影響力が及ばない独自の王国を築いた。

康熙十二年（一六七三）呉三桂は康熙帝の撤藩命令に反発し、「興明討虜」を掲げ広東の尚之信、福建の耿精忠と連携して三藩の乱を起した。この反乱により再び西南地域は戦乱に巻き込まれ、康熙二十年（一六八一）になってようやく終息した。呉氏勢力は一掃され、清朝による本格的な雲南の直接統治が始まるのはこの時からである。西南地域において総督・巡撫が中央から派遣された地方官として、よう

やく本来の責務を果たすようになった。その最初の雲貴総督として康熙二十一年（一六八二）に就任したのが、本稿で取りあげる蔡毓栄である。

## 第一章 蔡毓栄について

蔡毓栄については、『清史稿』をはじめ諸史料にその人物伝が残されている。<sup>(3)</sup> 本章ではそれらの記述に基づき経歴を紹介する。表<sup>(1)</sup>の年表も合わせて参照されたい。また康熙帝が総督を選ぶにあたって高く評価したとされる、三藩の乱平定に際しての彼の武功についてもまとめ<sup>(4)</sup>。

### (1) 経歴

字は仁庵、漢軍正白旗人である。本籍は錦州（現在の遼寧省）で、順治年間に漕運総督・兵部尚書を努めた蔡士英の次子である。中央において刑部侍郎・吏部侍郎などを歴任後、康熙九年（一六七〇）四川湖広総督に任じられ荊州に駐在し、地方行政の実績を積むこととなった。特に四川は張献忠政権やその後の清軍侵攻により荒廃していたことから、その復興に関しての政策実行が急務であった。

ところが四川湖広総督に就任して数年後の康熙十二年（一六七三）、康熙帝の三藩撤去の命に反発して平西親王呉三桂が挙兵し、他の二藩も呼応して華南一帯を戦場とする大規模反乱、三藩の乱が勃発した。蔡毓栄の元にも、早々に当時の雲貴総督甘文焜から呉三桂拳兵の報が届き、直ちに隣接する貴州方面へ総兵官等を派遣している。康熙帝は反乱鎮圧のため、まず大將軍勒爾錦率いる清軍を荊州に派遣し、蔡毓栄は清軍を養うための兵餉調達に奔走した。

表(1) 蔡毓榮年表 (主な参考史料:『清史稿』巻256列伝43、『碑傳集』巻66「蔡毓榮伝」、『清史列伝』巻7)

○蔡毓榮(さい・いくえい) ?年~康熙38年(1699) 字:仁庵 漢軍正白旗人

父・蔡士英(さい・しえい):「初籍錦州。從祖大壽來降。」、順治年間に江西巡撫、漕運総督など歴任、「順治十三年、卒、諡襄敏。」「毓榮、其次子也。」「(『清史稿』参照)

	※生年不詳、康熙初には刑部侍郎、吏部侍郎を歴任	康熙18	呉軍支配下の辰州・沅州攻略に関する毓榮の上奏を受け、康熙帝は毓榮を綏遠將軍に任じ、総督董衛國・周有徳らを指揮下に置いた ※翌年3月には辰州・沅州・瀘溪・激浦・麻陽諸県を回復した
康熙9	4月四川湖広総督に就任し、荊州に駐在、招民開墾など上奏		
12	12月雲貴総督甘文焜の一報で呉三桂の拳兵を知り、沅州総兵崔世祿らを率いて貴州省の守備に向かった ↓ 反乱の報を受け 康熙帝は順承郡王勒爾錦を大將軍として八旗兵による呉三桂討伐軍を組織、まず荊州に駐留させ、毓榮に「督餉」を命じた	19	8月毓榮は呉世璠を「招撫」すること求めるが、康熙帝はこれを却下した この年清軍は貴州省へ進攻し、貴陽をおさえた
13	2月毓榮は湖広総督への専従を命じられ、また先の「招民墾荒」の功績が認められ兵部尚書が加えられた ※この時既に呉三桂軍は沅州を陥落させ、さらに常德・澧州・長沙・岳州も相継いで落としていた ↓ これを受け 4月吏兵二部は沅州等陥落の失態により革職すべしと進言、しかし康熙帝は留任し「戴罪図功」するよう命じた	20	3月清軍は雲南へ進攻、呉軍は大敗し11月呉世璠が自殺、雲南は平定された 毓榮は湖広総督に復職した
	8月康熙帝は清軍の湖南進軍を指示、毓榮にも協力するよう要請 またこの月「丁父憂」(義父のことか?)、しかし「在任守制」を命じられる	21	6月雲貴総督に調せられ、兵部尚書を加えられた ※10月『籌滇十疏』を上奏、以後多くの雲南復興策を提案
14	勒爾錦は緑旗兵援剿二營七千名の増設を請い、これが認められ毓榮はその管轄を命じられた	22	反乱征討中に毓榮が「不聽調度」として弾劾した董衛國について、「誣告」と判断され毓榮は「削五級」を受けた
17	3月毓榮は貝勒尚善に従い、緑旗兵五千を率いて岳州へ進攻  6月討逆將軍鄂納らと船八百余で洞庭湖に進入し、呉軍を大いに破った ↓ この年 呉三桂が衡州で病死、孫の呉世璠は一旦軍を撤退、この機に清軍は岳州及び長沙・衡州をおさえた	25	閏4月総督倉場侍郎、10月兵部侍郎となる
			12月領侍衛内大臣佟国維らの告発により、毓榮の子・琳が侍衛納爾泰に銀九百を渡していたこと、また毓榮が呉三桂の孫娘を愛妾とし逆賊を逃していたことが発覚 ↓ これに対し 家財没収の上、毓榮・琳ともに黒竜江へ送られた ※後に赦免された
		38	死去

康熙十三年（一六七四）蔡毓榮はこれまでの「招民墾荒」の功績により兵部尚書を加えられ、湖広総督に専従することになった。しかしその一方で呉三桂軍の進撃は凄まじく、貴州に隣接する湖南西部の沅州を皮切りに、管轄下の常德・澧州・長沙・岳州が相次いで反乱軍により陥落してしまった。その責任から毓榮は官位を剥奪されるどころであったが、康熙帝より「戴罪図功」を命じられ留任し、この年に父を亡くすも「在任守制」して雪辱を期すこととなった。

当初破竹の勢いで華南一帯を支配下に置き、優勢を誇った反乱軍であったが、康熙十七年（一六七八）に呉三桂が病死したことで失速し、形勢は次第に逆転していった。清軍は洞庭湖で反乱軍を大々的に破り、続けて岳州・長沙・衡州を奪還、新たに呉世璠が率いた反乱軍を徐々に追い詰めていった。康熙十八年（一六七九）蔡毓榮は綏遠將軍に任じられ、彼の率いる緑旗兵は貴州・雲南へとさらに西へ進攻し、翌年十月には総督・巡撫が駐在する清朝の行政拠点貴陽府を回復するに至った。康熙二十年（一六八一）いよいよ清軍は雲南省城（昆明）へ進攻し、同年十一月呉世璠が自殺したことで反乱軍は一気に崩壊し、続々清軍に投降した。ここにおいて長らく呉氏勢力の支配下にあった西南地域は平定され、清朝政府による実質支配が開始することになるのである。

反乱終息後はまた湖広総督の職に復帰した蔡毓榮であったが、康熙二十一年（一六八二）に雲貴総督に抜擢され、長期にわたる戦乱で疲弊した西南地域の復興を任されることとなった。康熙十三年（一六七四）から雲南布政使を勤め、反乱討伐にも従事した王継文が同時に雲南巡撫に就任し、康熙二十五年（一六八六）までこの両者による雲南

行政が展開された。

ところが康熙二十五年閏四月に雲貴総督退任後、思わぬ事実が発覚した。内大臣佟国維等の上疏により、毓榮の息子・琳が侍衛納爾泰に賄賂として銀九百を贈っていたことが指摘され、また内務府によれば毓榮は雲南に入った折、呉三桂の孫娘を妾として隠匿し、逆賊一党を見逃していたことが明らかになったのである。<sup>(5)</sup>これにより毓榮はその罪を問われて家産没収の上、息子と共に黒竜江へ送られてしまった。のち許されて内地へ帰還するも、康熙三十八年（一六九九）その生涯を閉じたのであった。

## （2）反乱平定における功績

反乱軍との戦いにおいて、蔡毓榮は最初こそ管轄する湖広の各主要都市を奪われ痛手を負ったが、その後は目覚ましい活躍で反撃に出た。例えば現地の総督を勤める関係から、自然地理をよく把握した上で清軍に戦略を提案した。洞庭湖を中心に河川が交錯する湖広地域では、陸上戦を主に想定する八旗・緑営軍だけでは不十分であり、水上戦にも備えて戦艦及び水軍が必須であると提案した。清軍を統括する大將軍勒爾錦は兵部・戸部と協議の上、荊州及び岳州に水師營を組織することとした。これが「荊楚咽喉」とも称される湖広の重要都市・岳州を回復するための一助となり、康熙十七年（一六七八）六月毓榮と討逆將軍鄂納は八〇〇余の船団を率いて洞庭湖へ展開、多数の敵船を沈め、斬った賊軍の首級千余にのぼる大勝利を得た。

これをきっかけに、清軍は岳州城包囲網をさらに強固にし、城内の反乱軍に対する増援と糧食補給の通路を寸断した。城内の反乱軍は困窮し、リーダー呉三桂の死がこれに追い打ちをかけ、後継である呉世

璠は反乱軍を率いて岳州から撤退、以降清軍は勢いに乗り、長沙・衡州・常德などの地を次々回復していった。

いよいよ呉氏勢力の本拠地である貴州・雲南に迫るに際しては、毓榮は綏遠將軍に任じられ、湖広西部の辰州・沅州を攻略、さらに貴州へ進軍し、康熙十九年（一六八〇）十月反乱軍の夏国相らが率いる二万の軍勢と対峙し、これを破って清朝政府が行政府を置いていた貴陽を奪取した。このように蔡毓榮は戦況転換のキーポイントとなる戦いを制するのに貢献し、数々の戦功を打ち立てている。

また毓榮は戦い自体に勝利するだけでなく、それに付随する事項についても評価すべき点があった。

主として八旗兵中心に編制される清軍の軍規に関して、毓榮は進軍した先の一般民衆及びその家財や農地に対する暴行・掠奪を厳禁した。現地での軍備・糧食調達は非常に困難で常に欠乏状態にあり、他の將軍や諸大臣のなかには掠奪もやむなしとする風潮があった。だが毓榮は「用撫者七、用剿者三」の原則を堅持し、みだりに殺害・強奪・破壊することを許さなかった。このような傾向は投降兵の扱いに対しても見られ、武力による徹底的な鎮圧を目指すのではなく、劣勢に立った敵に対し積極的に投降を勧告した。反清勢力を「招撫」し寛大な処置をとることで、清朝の権威を高め、また戦闘中には敵を知る先導者として利用し、戦況を優位にする手段とした。

以上のように、蔡毓榮は戦闘においては優れた洞察力と戦略で、後半の清軍巻き返しに大きく貢献した。また清軍の規律を正し、投降兵には清朝の寛容を示し、戦時下の湖広・貴州・雲南の民衆にも安心を与え、その信頼を得たのである。

## 第二章 蔡毓榮による雲南復興策

### (1) 『籌滇十疏』にみる雲南復興策

蔡毓榮は康熙二十一年（一六八二）から康熙二十五年（一六八六）まで約四年間雲貴総督の地位にあつて、度重なる戦乱に疲弊した西南地域の復興のため、多くの政策を提案し実践した。彼の実施した雲南復興策をまとめた形で知ることができるのが、現在『籌滇十疏』として残されている彼の一連の上奏文である。その中では、毓榮が雲南の復興と今後の発展に必要と考えた政策が、十の項目に分けて述べられている。康熙『雲南通志』芸文志をはじめ、道光『雲南通志』雑著師範の『滇繫』芸文など、雲南に関する地方志を中心に収録されている。また『清史稿』などの蔡毓榮の列伝の中にもその概略が紹介されている。

本節では方国瑜主編『雲南史料叢刊』第八巻に収録されているものを主に参照し、以後そこに記された内容をもとに、蔡毓榮の政策を通して清朝が反乱平定後の雲南復興をどのように考えていたかを見ていくことにする。<sup>6)</sup>

さて『十疏』の十項目とは、「請蠲荒」「制土人」「靖逋逃」「議理財」「酌安插」「收軍器」「議捐輸」「弭野盜」「敦実政」「萃廢墜」である。タイトルを見るだけでも、当時の雲南復興に必要な内容がおおよそ理解できる。「制土人」などは、多数の非漢民族が存在する雲南ならではの項目であろう。それぞれの項目で内容の重なる部分もあり、項目別にこだわらずにその目的で整理すると、主に治安・軍事と経済の二つの方面に政策を分けることができる。治安・軍事面では、清朝に

よる直接統治の安定化を図るための最善策が述べられ、そして経済面では農産業の復興による雲南経済の回復が中心となる。この二方面に付随する形で社会秩序の立て直しのため、反乱軍の残党や野盗の取り締まり、儒学による民衆教化などが述べられている。本節では軍事・経済に関わる政策の中でも、雲南に特徴的と思われる土司や土地制度の転換、鉱物資源の利用に注目し紹介する。それは『十疏』のうちでも、第二疏「制土人」と第四疏「議理財」において特に詳細に述べられている。

呉三桂の反乱平定後、西南地域は八年間続いた呉氏の専制統治から、ようやく清朝の実質的な支配に移行することとなったが、その経過はどのように進むこととなったのか。雲南経営の最初の指針を毓榮の政策に見ることができ。

#### （土司制度と軍備の増強）

清朝は西南地域へ進攻した当初から、その統治方法として元明以来の土司制度を踏襲する方針をとっていた。いまだ南明政権をはじめとする抗清勢力が存在する中で、当地の非漢民族の反発による不要な武力衝突を避けるために、これまで継続してきた土司をそのまま承認し、その帰順を受け入れた。この「撫綏」の姿勢は康熙年間においても同様で、雍正年間に大規模な改土帰流が行われるまで、基本的に変わることはなかった。<sup>(7)</sup>

しかし呉三桂の独裁下においては、督撫が呉の統制下に置かれたこととて、土司管理に中央政府の意向は必ずしも反映されず、呉個人の権限で「偽職銜」が濫発され、逆に土司勢力を助長することにもつながった。この点を蔡毓榮は『十疏』中の「制土人」の中で指摘し、

「流官節制」のもとで「夷を以て夷を治む」ことこそ重要と唱えている。そこで清朝は反乱平定後、呉が与えた「偽職銜」を廃し、改めて清朝から正式な土司としての職銜を授与し、逆に呉に地位を奪われたものには元の職銜を回復して、清朝こそが正統な権威であることを示した。同時に土司に対する統制もこれまで以上に厳格にし、反抗する土司に対しては、綿密な計画に基づくものではないが散発的に改土帰流が行われた。<sup>(8)</sup>

また清朝による実質統治が開始されたとはいえ、地方官を雲南全土に派遣するまでには至らず、社会秩序も不安定なままであった。土司や非漢民族勢力の強い地域では、いつ清朝に対する反発が起きるとも限らない。このような状況を牽制して、軍備の増強も図られた。

順治十六年（一六五九）清軍は前年の貴州攻略に続いて雲南を占領し、西南地域にも総督・巡撫が設置されることになった。全国へ統治を拡大せるとともに、それを維持するための軍事力拡大も必要となる。だがこれまでの八旗兵の兵力のみでは、もはや大幅に不足の状態であった。これに対し、清朝は投降した明朝軍兵による緑営軍を組織した。雲南においても省城の主力守備軍として、まず漢人兵士による総督直屬軍である督標四營四千名が配置された。当初雲南に進攻しそのまま駐留した八旗兵は八千四百名、そこに新たに組織された緑営兵は徐々に数を増やし、二年後の順治十八年（一六六一）には五万三千名にのぼり、雲南緑営兵の数はこのとき歴代最大数を誇った。その後康熙七年（一六六八）には調整が加えられ三万三千百名となった。<sup>(9)</sup> 設置された緑営の運営に関しては、明代の衛所制にない屯田によって経済面を支えることとしたが、これについては後述する。

雲南政府に緑営が整えられる一方で、吳三桂はまたこれとは別に藩兵として大規模な私設軍隊を保持し、後に蜂起した際にはその巨大な軍事力をもって、一時は華南一帯を支配下に治めたのである。

さて反乱平定を経た後には、雲貴總督蔡毓榮のもと督標は四營四千名から五營五千名に増加され、<sup>(10)</sup>以後も総督に限らず巡撫・提督配下の軍も増員された。省城のある東部の昆明と西部の大理を中心に広がる交通網と中小都市を準備するため、各地に汛塘を置いて緑営兵を配置し、雲南の防衛体制を整え、土司勢力へ統制を強めていった。

その後結果として、康熙三十一年（一六九二）には雲南緑営兵は三標七鎮六協七營、兵士総数四万二千名となり、全国的に見ても緑営兵が比較的多く駐在する地域となった。<sup>(11)</sup>こうして清朝は治安の安定化を図り、吳三桂に代わる実質的統治者としての存在を強めていった。

（土地開墾と鉱物資源の活用）

雲南の経済回復で先ず問題となったのは、吳三桂の独裁的支配による土地専有からの解放と、戦乱で荒廃し放置された荒地の開墾である。清初において政府は戦乱後の経済回復を目指し、賦税・徭役の減免や開墾奨励を全国的に政策展開し、「輕徭薄賦」の方針は雲南でも例外ではなかった。さらに吳三桂支配が長く続き、また元來多くの非漢民族が集住し、地理的にも特異な地域であったことで、事情は他省よりさらに複雑であった。

明代雲南は建国の功臣でもある沐英が傅有徳等と共に進攻・平定して以来、沐氏一族が世襲によりこの地を支配してきた。<sup>(12)</sup>沐氏は多数の莊園を所有しており、他の官僚等が所有する分も合わせると、その総数は百万畝以上に上り、当時の雲南全体の耕地面積の三分の一を占め

るとされていた。<sup>(13)</sup>雲南へ進攻した吳三桂は、明朝滅亡と共にこの沐氏莊園を自藩の所有として独占した。多くの民衆が藩役として莊園の耕作労働に従事せられ、他の雑多な附加税も加わり大きな負担となっていた。<sup>(14)</sup>莊園からの収益は藩の、というより専ら吳個人のものであり、後の反乱の資金源ともなったのである。

反乱平定後、清朝はまずこれら吳三桂の私有地を没収してすべて官所有とし、その上で民に支給し耕作させる政策をとった。ところが民側では通常の賦税だけでなく、莊園の小作料も未だ存在し、逆により負担が重くなるという事態が発生した。『十疏』によると、官所有としたものの、実際には莊園の地主名が未改正のままであって、事務手続き上は地主への小作料納入の義務は残されており、二重徴収が行われていたのである。<sup>(15)</sup>そのため逃亡する小作人は多く、残された土地はさらに荒廃する事態となった。

この状況に対し、清朝は蔡毓榮の主張に従って土地改革を行った。それは莊園そのものの解消である。『十疏』によれば、他省の事例に基づき、いったんは官所有となった莊園を、その周辺州県で公売にかけ民田化する「莊田変価」を毓榮は提案した。<sup>(16)</sup>他に吳氏勢力から没収した家産に関しても同様に売却措置をとった。<sup>(17)</sup>ここで得た収益を雲南復興の根本財源とすれば、一時的な利益に終わらず「善後之長策」であると毓榮は述べる。この措置により、明末から問題となってきた多くの「苛派」を禁止することと合わせて、雲南民衆の過大な経済的負担を取り除くと同時に、官庁側は賦税収入を増加させ、土地の売却益も得ることができた。

雲南における土地開墾に関して、もう一つ問題となったのは軍屯制

明朝では軍事組織として衛所制がとられ、軍戸は軍事活動とともに屯田を行い、自ら耕作してその収穫を組織の運営財源としていた。しかし明中期にはすでに衛所制は崩壊し始めており、一般民戸にくらべて過酷な収奪を受けた軍戸は、徴税・労役を免れるため多数逃亡し減少していった。当然耕作地は荒廃し、残った軍戸への収奪はさらに厳しくなり、税の支払遅延額も膨れあがっていった。

そもそも明初洪武帝に明軍が雲南に進攻した際、その大軍を維持する食糧を得るため、屯田が盛んになされたのが始まりである。明軍による平定後も雲南に留まった沐英と共に、六万人もの明軍兵士がそのまま駐留し、その後も軍戸は増え続け、各地に衛所が置かれ軍屯の拠点となった。明末には屯田を行う漢人軍民は数百万人に上ったともいわれる<sup>(18)</sup>。だが雲南においても衛所制の形骸化は例外ではなく、清朝は対応を迫られた。

清朝が各地の守備軍として新たに整備したのは、先にも述べた漢人部隊である緑営である。雲南でも反乱平定後に各地に置かれ、衛所は撤廃されていった。衛所に所属した軍戸は各州県に編入され、名義上は一般民戸となった。ただこの地が元来農業生産力に乏しく、物資輸送も困難な地域であることに変わりはなく、結果として明代の軍屯制度を踏襲する形で、緑営兵とその家族による屯田は続けられた。

蔡毓榮は呉三桂の反乱中清軍の兵餉調達に奔走し、その困難さをよく理解していた。ゆえに『十疏』のなかで、屯田は「一に増賦を以てし、一に節餉を以てし、利するところ莫大なり」と述べて、耕地開墾を促進させるに際して非常に有益であると考えていた<sup>(19)</sup>。荒廃し所有者

のいない土地を、緑営兵の父兄に与えて開墾させ、数年後には起科し税徴収して緑営の兵餉に充てることとした<sup>(20)</sup>。合わせて、戦乱時の投降兵に対しても土地を与え、開墾させると同時に生活の糧を与えること<sup>(21)</sup>で、反抗を未然に防ぐことができ、「一挙兩利」であるとした。

ただ軍屯制度の最大の問題である軍戸に対する過重な軍務・労役と税負担については、軍制が衛所から緑営に変化しても根本は明代同様であり、この時点では何の改善もなく軍戸の厳しい状況はそのままであった。毓榮も『十疏』でこの点にはまったく言及していない。康熙二十一年（一六八二）から康熙二十七年（一六八八）までは、軍戸の未払いの租税免除の措置がとられたが、これも一時的な対処でしかなく、結局は後継の総督・巡撫らに問題は積み残された。

土地を開墾し基本的な経済基盤の回復を図ることは、行政の常套手段である。だが雲南の場合は「山多く田少し」「水は舟通じず、山は車通じず」の土地であり、開墾とそこから徴収する賦税による経済回復には元より限界があった。さらに治安維持のため続々と進駐して多くの緑営兵を養うためには、彼ら自身の屯田だけでは難しく、周辺他省からの輸送・援助も困難であった。蔡毓榮がこの問題解決には「滇の利に因り滇の兵を養う」ことが肝要だとし、僻地ではあるが雲南は「地産五金」の地で鉱物資源に恵まれていることに注目した。雲南各地で産出する銀・銅・鉛・錫などの鉱物の採掘事業を、積極的に展開することを提案したのである。

その際、毓榮は「民に開採を聴して、官その税を収める」という方法が最も適していると考えた。つまり採掘事業自体は民間が経営し、その生産の一部を行政は税金として徴収するというものである。戦後



の財政逼迫のなか官営で鉱山開発を行えば、費用も労力もかかりかえって損害は大きい。<sup>(23)</sup>そこで各地の地方官に採掘可能な鉱山を調査させた上、資金力のある富裕層や大商人を経営者として招聘し、産出量の二割を税として官に納めさせた。また別に賞罰規定を設け、積極的に開発を進め税収を上げた地方官を報奨する一方で、<sup>(24)</sup>別途に官が採掘を行うこと、民営鉱山を實力で奪い利益を上げることが厳禁し、<sup>(25)</sup>税も正規額以上に徴収することを禁じた。

こうして産出された鉱物は、どのように利用するのか。毓榮は『十疏』のなかで、雲南が他省に比べ銅・鉛等を得ることが容易なため、雲南の人々は「錢を用いるを以て便と為し」<sup>(26)</sup>ていることを挙げて、省内の銅錢流通の利便性を述べた。そしてこれを背景に「開炉鼓鑄」、つまり雲南省内における制錢鑄造（官による銅錢の鑄造）を盛んにすることを求めた。当時省内にあった鑄錢局と炉数を示し、さらに調査の上で臨安・曲靖・楚雄・姚安・永昌などに新たに鑄錢局を開設し、三、四十炉増やすことを提案している。<sup>(26)</sup>

清朝は順治元年（一六四四）の北京入城と同時に北京での制錢鑄造を開始しており、權威の正当性を示すと同時に銅錢流通の安定化を図った。加えて鑄造した制錢の公定換算率による銀換算値と、その鑄造に要した銀の総額との差額＝鑄造差益を得ることで、逼迫する戸部財政を補うことを目的としていた。『十疏』の記述でも「出息」「錢息」などの語句が登場し、蔡毓榮が「開炉鼓鑄」することで雲南省内の鑄造差益の獲得額を増やすことができると考えていたことがわかる。

雲南を含め各省で得られた鑄造差益は、戸部へ送られる制錢鑄造に関する会計報告中でも特に重視された項目である。清初の苦しい財政

状況のなかで、政府の財政支出のほぼ半分を占めたのは兵餉であったが、鑄造差益は戸部にとって重要な兵餉財源の一つとなっていた。各省が省内で得た鑄造差益を自省の兵餉に充て、支出を節減して税収残額を増やせば、その分より多くの銀を戸部銀庫に収蔵できるとし、戸部は積極的に制錢鑄造を推進した。<sup>(28)</sup>

雲南では反乱平定直後の康熙二十年（一六八一）には、省城（昆明）と蒙自・禄豊・大理の鑄錢局で制錢鑄造が開始されていた。その翌年雲貴総督となった蔡毓榮は、さらなる鑄造差益の増大を狙い、鑄造局と鑄造炉増設を請願したのである。結果として臨安府に新たな鑄錢局が設置され、同時期の他省の制錢鑄造額に比較して、雲南はその数倍規模の鑄造額を誇り、差益も莫大であったという。<sup>(29)</sup>兵餉は従来通りの銀と制錢の各半分で支給され、官吏への俸禄のほか省の一切の経費は制錢で賄われた。<sup>(30)</sup>

## （2）政策に対する評価

蔡毓榮の提示した雲南復興策は、その後の歴代雲貴総督及び雲南巡撫たちにとって、雲南統治の重要な指針となった。彼らの実施した政策の多くは毓榮の政策に原点があり、その範疇を大きく逸脱するものは見られない。以前拙稿にて取り上げた雍正／乾隆期の総督であった鄂爾泰や張允隨の政策も、毓榮のものと内容の重なる部分は多く、清朝の雲南統治の基本的姿勢を示した人物として評価できる。雲南平定後「撫綏安集の績、毓榮これを開き、継文これを成す」とも評されている。<sup>(31)</sup>

『十疏』に見られる蔡毓榮の政策は、全体として毓榮個人が独自の観点から示したというよりは、あくまで当時の清朝の方針に添う形で

意見提案されたものであり、戦乱による荒廃からの回復は、全国規模の問題でもあった。逆賊である呉三桂の弊害を取り除いて清朝の直接支配を強め、治安の回復・維持と経済基盤である土地開墾を進めるという方向性は、西南地域を統べる地方官として妥当な判断であり、新鮮味があるものではない。

ただ『十疏』の政策すべてが政府に是とされて実施されたわけではなかった。例えば土司の扱いに関しては、現場担当である蔡毓榮と康熙帝との間で、意見の異なる点も見られる。

『十疏』第六疏「収軍器」は、土人及び当地居住の漢人に武器・弾薬を所持することを禁じ、密かに所持あるいは売買する者は厳しく処罰すべきであると提案する。だが康熙帝はこれに対し、土人等は弩弓長槍をもって生計を為しており、これを取り上げれば生活の糧を奪うことになる<sup>(32)</sup>として反対した。

康熙帝は土司に対し「撫綏」を重視した。蔡毓榮をはじめ雲南巡撫王繼文、四川広西巡撫哈占が上疏した「征剿土司」の求めに対しても「苗蛮を控制すること、ただ綏んじるに恩徳を以てするに在り、宜く事を生じて騷擾すべからず。」また「身ら督撫為りて、安静撫綏を思わず、ただ誅求已む無し、これ何の理あらんや。」と述べて、あくまでも「剿撫並用」を徹底せよとしている。あえて騷動を起こすようなことは控えるべきとの考えである。「撫綏」を基本に元明以来の土司制度を継続する方針は、雍正年間に大規模な「改土歸流」が行われるまで、康熙一代を通して変化することはなかった。

蔡毓榮の政策で最も注目すべきは「聽民開採」を提案し、雲南の一番の強みである鉱物資源の活用を積極的に推進したことである。制錢

鑄造とも関連し、後継の督撫による雲南政策の中でも重視され、地域の発展に非常に大きな影響を与えた。

実は康熙帝は「聽民開採」が雲南の最善策であると認めつつも、基本的には鉞山開発は禁止との態度を保持しており、康熙三十八年（一六九九）、四十三年（一七〇四）、五十二年（一七一三）と全国的に鉞山開発禁止の上諭を繰り返している。康熙帝は「開礦事情、甚だ地方に益無し」とし、特に許可した人物と地域以外は一切開発禁止にした<sup>(34)</sup>。次の雍正帝はより厳しく鉞山開発を規制したが、彼の考えでは鉞山労働者は「聚衆生事」の存在であり、その採掘現場一帯は「聚衆藏奸」の場所で、その管理は困難を極め、社会秩序を壊す原因となる<sup>(35)</sup>としている。康熙帝の懸念も同様であったと考えられる。

康熙帝は雲南督撫に対してのみ例外として、当地の民を雇用し開採することを認めた。以来省内の銅廠の数ははだいに増加していき、乾隆年間には雲南銅の京師への輸送開始と相まって、銅廠数は急速に増え、康熙年間の倍以上三千〜四十廠が稼働することとなった<sup>(36)</sup>。「聽民開採」は他省と明らかに異なる政策で、雲南独自のものであり蔡毓榮がその発端を作り、その後の雲南経営を左右することとなった。

しかし一方で『十疏』で提案した時点では、毓榮の見通しが甘かった政策もある。例えば緑営兵員による屯田制度の実施である。

反乱平定後から続々と増員された雲南緑営に対する兵餉は、他地域に比べて交通が不便で物価が高いため、一月分の支給額が実際の需要の半分にも満たないという現状があった<sup>(37)</sup>。ゆえに屯田による収入を兵餉に充当する策は、荒廢地の開墾をも進め、戦後の雲南に有効に働いて一定の成果は上げた。ただそもそも明代衛所制下における軍屯でも

問題となり、衛所制崩壊の原因でもあった軍戸に対する税糧負担の苛酷さは残されたままで、逃亡する軍戸は日々増え、税滞納額も増加の一途をたどった。康熙二十一年（一六八二）から二十七年（一六八八）までの雲南省の軍屯税糧滞納額は銀が七万二千二百両、米麦が十万七千石であったという。<sup>(38)</sup> 課税免除の措置もとられたが、それは一時的な緩和策に過ぎなかった。結局は後に雲南巡撫王繼文により、「減則貼墾」つまり課税対象となる開墾地の等級を低く見積もり、税率を抑えて軍戸の負担を軽くする策がたびたび請願されるなど、後継の督撫が改善を模索することとなった。

また『十疏』のなかで見落とされたものとして、明末からの懸案であった西南に境界を接する緬甸・安南の諸勢力への対策がある。西南地域に清朝支配が確立した後も、雍正・乾隆年間には緬甸の木疏勢力及び安南の黎氏勢力が雲南側にたびたび越境し、不法に土地を占拠する事件が起きている。しかし清朝はこれら周辺国の侵入に対し、徹底した辺境防備を固めることはなかった。方国瑜氏は『十疏』では「籌滇」が重要であって「籌辺」の意はなく、その後も雲南周辺の境界防衛について論議されることはなかったとしている。<sup>(39)</sup> この時点で西南辺境における防衛意識は低く、周辺諸国との問題は冊封体制の枠内での解決が基本であったと思われる。だがやがて西欧列強が東南アジアの植民地化を進め、清朝を内陸からも脅かしたことを考えると、この時期の緬甸・安南と雲南の関係も考える必要があるだろう。

## おわりに

蔡毓栄が『十疏』で示した雲南復興政策の多くは、彼以後の総督・

巡撫に引き継がれ、これをベースに修正が加えられながら、必要政策として繰り返し提示されてきた。ただ逆に捉えると、清初に毓栄が示した雲南の重要課題が、後世においても同様に議論されたということは、根本的解決は非常に困難で雲南の地域的限界がそこにあったともいえる。毓栄の政策で最も雲南に貢献したのは「聴民開採」で、鉞山採掘に伴い雲南への漢人移民は増加、内地化の要求も高まり、雍正期の「改土帰流」が行われる背景を創出した。また結果として、乾隆期には雲南銅の産出はピークを迎え、京師における制錢鑄造の主原料として国家経済や流通にも大きな影響を与えることになった。

今後は蔡毓栄の政策をベースに、以後の総督・巡撫等がどのように雲南経営を展開したのかより詳細に分析し、康熙年間に清朝が実質的統治を確立させていった過程を明らかにしたい。また本論を通して、吳三桂の雲南統治に対する客観的な分析と評価が必要ではないかと感じた。清朝にとって逆賊である呉の雲南政策は、『十疏』の中でもその弊害を強調するばかりであり、中国研究者も清朝に都合の良い史料につられて独裁的・横暴と断定するものが多い。果たしてそれは正しいのであろうか、呉三桂への評価も再検討すべきと考えている。

## 註

- (1) 拙稿「乾隆初年の雲南金沙江開鑿工事について―清代雲南における航路開発の一事例として―」（『京都女子大学大学院文学研究科紀要』史学編第五号、二〇〇六年）、「清代雍正期における鄂爾泰の雲南経営―改土帰流と地域開発―」（『京都女子大学大学院文学研究科紀要』史学編第六号、二〇〇七年）、「清代乾隆初における張允隨の雲南経営―改土帰流後の雲南と金沙江開鑿工事―」（『京都女子大学

大学院文学研究科紀要』史学編第七号、二〇〇八年）参照。なおこれらの論考は二〇一〇年に提出した博士論文『清代長江中上流域の「開発」とその特質―航路整備事業を通して―』にまとめている。

(2) 鄒建達『清代雲貴総督之建置演變考述』（『中国边疆史地研究』第十八卷第二期、二〇〇八年）参照。

(3) 主なものとして、『清史稿』卷二百五十六・列伝四十三「蔡毓棠」、『碑傳集』卷六十六康熙朝督撫中之下「蔡毓棠傳」、『清史列伝』卷七大臣畫一傳檔正編四「蔡毓棠」、『国朝著獻類徵初編』卷百六十疆臣十二「蔡毓棠」などがあり、他に歴代の雲南地方志にも伝が見られる。

(4) 蔡毓棠に関する論考としては、秦樹才「蔡毓棠与清初雲南治乱」（『雲南教育学院学报』第十五卷第一期、一九九九年）、鄒建達「清初治滇述論」（『雲南民族大学学报（哲学社会科学版）』第二十三卷第四期、二〇〇六年）、楊永福・黄梅「試論蔡毓棠的治滇思想及其实践―以《籌滇十議疏》為中心―」（『文山学院学报』第二十三卷第一期、二〇一〇年）、馬亞輝「論『三藩之乱』後雲南的經濟恢復政策」（『臨滄師範高等专科学校学报』第二十三卷第二期、二〇一三年）等がある。以後、反乱平定における功績及び雲貴総督時の政策内容については、これらの論考を逐次参照した。

(5) 事件の顛末については『聖祖実録』卷百二十八、康熙二十五年十二月戊辰の条に詳しい。侍衛納爾泰と文定国の告発により、没収すべき呉三桂の家財横領、呉の孫娘を愛妾として隠匿、逆賊の一党である胡永賓を釈放、事の露見を恐れての賄賂工作などが明らかとなり、処分を受けたという。また康熙帝はその上諭のなかで毓棠を酷評しており、彼が必ずしも皇帝の信任厚い存在ではなかった可能性を示唆している。

(6) 本稿で使用した『籌滇十疏』は、方国瑜主編『雲南史料叢刊』第八卷（雲南大学出版会、二〇〇一年）所収。その後記によれば、康熙『雲南通志』卷二十九、芸文三より本文を収録とある。本稿では以後『十疏』と略記する。文中で引用される蔡毓棠の政策に関する史料は、特に註記がない限り『十疏』中の記述によるものである。

(7) 註(4)鄒建達氏論文参照。『聖祖実録』卷十八、順治二年閏六月

己酉の条には、右侍郎丁之龍が雲南・貴州への処置の一つとしてすでに「給土司勅印」を挙げており、また倪颯『滇雲歷年傳』卷十によれば、順治十六年に清軍が入滇して後、呉三桂が投降した土司等に対し「准土司世襲、悉給印札」することを請い、土司に旧来の職銜が認められている。

(8) 註(4)鄒建達氏論文参照。

(9) 註(4)鄒建達氏論文参照。

(10) 『聖祖実録』卷百四、康熙二十一年八月辛巳の条。

兵部議復、雲南貴州總督蔡毓棠疏言雲貴督標向設四營、兵四千名。

但總督節制兩省險要之地、況当回復之初、苗蠻錯擾、非設重兵、不足以資彈压。查各省督標俱設五營、応如所請。從之。

(11) 註(4)鄒建達氏論文参照。

(12) 栗原悟「雲南の多様な世界―歴史・民族・文化」（大修館書店、二〇一一年）参照。

(13) 註(4)鄒建達氏論文参照。

(14) 註(4)馬亞輝氏論文参照。また『十疏』第四疏「議理財」には以下のようにある。

本朝開滇之始、撥給逆藩、遂致地為藩莊、民為藩役、藏奸納叛、有由来矣。

(15) 註(4)鄒建達氏論文参照。また『十疏』第四疏「議理財」には以下のようにある。

既奉旨悉歸有司、給民耕種、……然而民賦之外、別徵莊租、則莊之名猶未革也。

(16) 土地売却によって具体的に得られる「変価銀」について、『十疏』第四疏「議理財」で毓棠は、

按地則每畝可變銀四五錢至一兩有奇、按粮則每石可變銀十兩至二十兩有奇。各按等則而高下之、各令納佃免租、与民田一例辦糧当差、永除莊田名色、約可得銀数万余兩。

と考えていた。

(17) 『十疏』第四疏「議理財」。

又有先年入官叛産、歲徵租穀無幾、亦宜並行變価、以佐軍需。

- (18) 註(12)に同じ。
- (19) 『十疏』第四疏「議理財」。
- (20) 荒地宜屯墾也。屯田之法、一以增賦、一以節餉、利莫大焉。具体的な案としては、『十疏』第四疏「議理財」によると、查兵丁之有父兄子弟余丁者十常五六、請將附近各鎮協營無主荒田、按実有父兄子弟余丁之兵、每名酌給十畝或二十畝、臣会同撫提臣督率鎮將營弁設法借給牛種、聽其父子兄弟余丁及時開墾、漸圖収穫、以贍其家。……三年之後、仍照民例起科、應納條銀抵充月餉、應輸夏秋二稅抵給月糧、計所省糧餉實多、……としてゐる。
- (21) 『十疏』第四疏「議理財」。
- 投誠兵丁安插為民者、既鮮恒業、……宜令有司量撥荒田給令墾種為業、起科之後、編入里甲。
- (22) 註(4)馬亞輝氏論文参照。
- (23) 註(4)秦樹才氏論文、及び楊永福・黃梅阿氏論文参照。また『十疏』第四疏「議理財」には以下のようにある。
- 雖有地利、必資人力、若令官開官採、所費不貲、當此兵餉不繼之時、安從取給。且一經開墾、或以礦脈衰微、旋作旋輟、則工本半歸烏有。即或源不匱、而山僻之耳目難周。官民之漏卮無限、利歸于公家者幾何哉。
- (24) 『十疏』第四疏「議理財」。
- 親行察驗、分別某廠可開、某處廠不可開、報部存案。一面廣示招徠、或本地殷實有力之家、或富商大賈、悉聽自行開採、每十分抽稅二分……凡有司招商開礦、得稅一萬兩者、准其優昇。開礦商民上稅三千至五千兩者、酌量給与頂帶、使之鼓勵。
- (25) 『十疏』第四疏「議理財」。
- 又嚴禁別開官礦、嚴禁勢豪霸奪民礦、……。
- (26) 『十疏』第四疏「議理財」。
- 臣請省局蒙自局各設炉至二十座、祿豐局設炉十座、大理下関局設炉十五座。再請於迤東之臨安曲靖等府、迤西之楚雄姚安永昌等府、酌量開局、約可設炉三四十座。
- (27) 上田裕之「清初各省の制錢供給政策―銀の時代の清朝と銅錢―」『史学』第七十五卷第一号、二〇〇六年) 参照。
- (28) 註(27)に同じ。
- (29) 註(27)上田裕之氏論文中の表五によれば、康熙二十五年度における雲南省四鑄錢局での制錢鑄造額は他省と比較して五〜六倍以上、鑄造差益も一〇万兩を超える規模であったという。
- (30) 『十疏』第四疏「議理財」。
- 制營兵餉、宜令銀錢各半兼支、官俸役食及本省一切經費、俱給全錢銷算、則錢之用日広、錢之息未有不日贏者。
- (31) 『清史稿』卷二百五十六、論贊を参照。継文とは、本文中にも登場した蔡毓榮と同時期の雲南巡撫王継文のことであり、後に雲貴總督にも就任し、長く雲南経営に関わった人物である。
- (32) 註(4)楊永福・黃梅阿氏論文参照。また『聖祖實録』卷百六、康熙二十一年十二月壬午の条には以下のようにある。
- 兵部議復、雲南貴州總督蔡毓榮疏言請禁民人及土司携藏兵器、並不許漢人將鉛硝硫黃貨与夷人、應如所請。得旨、衆土司人等全賴弩弓長槍捕獵、以為生計。今概行禁止、則土司俱失其生業。
- (33) 註(4)楊永福・黃梅阿氏論文参照。及び『聖祖實録』卷百二十四、康熙二十五年正月庚子の条。
- 朕思從來控制苗蠻、惟在綏以恩德、不宜生事騷擾。……如蔡毓榮王継文哈占等、身為督撫、不思安靜撫綏、惟誅求無已、是何理也。
- (34) 王燕飛「清代督撫張允隨与雲南社会」(雲南大学出版社、二〇〇五年)、第二章第一節清政府的鈔業政策を参照。
- (35) 註(34)に同じ。
- (36) 嚴中平「清代雲南銅政考」(中華書局、一九五七年) 参照。
- (37) 『十疏』第四疏「議理財」。
- 惟是滇居天末地方、……且滇之物價、無不与内地相什伯、兵丁一月之餉、尚不敷半月之需、一人之糧、豈能贖父母妻子數人之口。
- (38) 註(4)楊永福・黃梅阿氏論文参照。
- (39) 註(6)『雲南史料叢刊』第八卷『籌滇十疏』冒頭の方國瑜氏による概説を参照。